様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

鳥栖市長　　　　　　　　　様

鳥栖市地方創生移住支援金交付申請書

鳥栖市地方創生移住支援金交付要綱第５条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 | |
| 氏名 |  | 年　　　月　　　日 | |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メール  アドレス |  | | |

２　支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | 単身 | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（１の申請者は含まない） | | | 人 |
| 上記世帯員の人数のうち18歳未満の世帯員の人数※ | | | 人 |
| 移住支援金  の種類 | 就業 | テレワーク | 起業 | 関係人口 |  | |

※　申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員の人数を記入してください。

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙１「鳥栖市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ 誓約する | Ｂ 誓約しない |
| 別紙２「鳥栖市地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ 同意する | Ｂ 同意しない |
| 交付申請日から５年以上継続して鳥栖市に居住する意思について | Ａ 意思がある | Ｂ 意思がない |
| （就業・起業の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して就業・起業する意思について | Ａ 意思がある | Ｂ 意思がない |
| (就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ ３親等以内の  親族に該当しない | Ｂ ３親等以内の  親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  鳥栖市への移住の意思について | Ａ 自己の  意思である | Ｂ 所属からの  命令である |

※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転入前の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |

５　東京２３区への在勤履歴※

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間（年月日～年月日） | 就業先名称 | 就業先所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　東京２３区外に居住し、かつ、東京２３区へ通勤していた場合のみ、５年以上の在勤履歴を記載してください。

※　申請には通算５年以上の東京２３区への在住又は東京圏から東京２３区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※　東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内の大学等へ通学し、及び東京２３区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も移住元としての対象期間に含めることができます。

※　東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区外での在勤履歴があれば記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務先住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度　／　行くことはない  ／　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第１号（別紙１）

鳥栖市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　鳥栖市から、鳥栖市地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。

２　申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、鳥栖市が必要な場合には、鳥栖警察署等に照会することについて承諾します。

⑴　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

⑶　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑷　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑸　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑹　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　以下の場合は、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第５-１-⑵、鳥栖市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第　　　　　１４条及び鳥栖市地方創生移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第９条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　偽りその他不正の手段によって支援金の交付を受けたことにより交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額

⑵　支援金に係る状況報告及び立入調査に応じない場合：支援金の全額

⑶　支援金の交付申請日から３年未満に鳥栖市以外の市町村に転出した場合：支援金の全額

⑷　支援金の交付申請日から１年以内に要綱第３条第１項第２号に規定する要件を満たす職を辞した場合：支援金の全額

⑸　県要領に基づく地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額

⑹　支援金の交付申請日から３年以上５年以内に鳥栖市以外の市町村に転出した場合：支援金の半額

４　移住支援金の支給を受けた後に実施される鳥栖市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

様式第１号（別紙２）

鳥栖市地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い

１　鳥栖市は、鳥栖市地方創生移住支援金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

２　鳥栖市は、当該個人情報について、国及び佐賀県への実施状況の報告、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施等のため、国、佐賀県及び他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

３　鳥栖市は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。